

所報  
第83号

# 管内の教育



主な内容

- 1 調整監所感
- 2 市町派遣指導主事からの報告
- 3 人権教育
- 4 特別支援教育
- 5 総務課より

出雲教育事務所

令和4年8月

## 学校訪問を終えて

調整監 三原 久義

今年度の教育事務所長訪問は、5月31日の雲南市立田井小学校から開始し、7月8日の出雲市立長浜小学校の訪問で終了いたしました。初夏の清々しい季節から上着を着ることがつらく感じる夏の暑さの季節にかけて、山の緑の濃さや海の青さの変化を感じつつ、予定どおりの日程で訪問をすることができました。どの学校でもお忙しい中ご対応いただき、ありがとうございました。

私事ですが、3月まで小学校に勤務しておりましたので、各学校で子どもたちの様子を拝見することで、元気を頂いたような気がしております。朝顔の観察をしている姿、休み時間に校庭で遊んでいる姿、掃除を一生懸命している姿など、どの学校でも子どもたちは生き生きと一生懸命に活動していることに、改めて学校という組織体が子どもたちの成長に重要な役割を担っていることを感じました。校長先生のリーダーシップのもと全教職員のチームワークを発揮して、保護者、地域の方々と協働して子どもたちの健やかな育成を目指して日々取り組んでおられる様子を、今回の学校訪問で聞かせていただくことができました。

学校訪問の主な目的は、今年度末の人事異動計画についてお考えをお聞きすることと、学校経営の重点についてご説明いただくことでした。

人事異動計画については、校長先生よりお話をいただきました。令和4年度末の人事異動は、約20年ぶりとなる教育職員の人事異動方針細則等の大幅な改正を行うこととしましたので、多くの学校で他地域勤務、へき地学校勤務を計画しておられる職員の方の動向について詳しく説明をしていただきました。異動ルールの細則解消について、一人一人のキャリア、家庭状況等にも十分配慮され、適切な指導がなされておりました。出雲教育事務所の方針として、教育職員人事異動方針、事務職員人事異動方針のいずれにも「全局的視野に立ち、適材を適所に配置する」と明記されていることを踏まえ、各市町の人事配置構想や、各校の人事配置計画を尊重しつつ人事異動作業に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

学校経営の重点については、教頭先生よりお話をいた

だきました。校長先生の崇高な教育理念のもとで、子どもたちの実態を的確にとらえ、自校の課題を明確にした経営構想が立てられておりました。そして、学校教育目標達成のための豊かな教育活動の展開、それを支えるよりよい教職員集団の育成、家庭・地域との連携体制の整備が進められておりました。各学校とも特色のある取組をしておられましたが、紙面の都合から、2つ紹介します。ある学校では、カリキュラム・マネジメントの観点から、職員室前に年間のカリキュラムを掲示して子どもたちに見えるように工夫しておられました。修正したほうがよいと思った場合はすぐに修正し、来年度に向けた準備も同時に進めておられました。別の学校では、若手職員の育成として、メンター制度を取り入れておられました。コロナ禍で教育実習も十分にできなかった新規採用者もおられると聞いております。コロナ禍で今まで普通にできていたことが行われず、不安に感じておられる教職員の方々が身近にいるという意識をもちながら学校体制づくりがなされたいものです。来年度も新規採用者が増える状況です。学校独自の人材育成の素晴らしい取組だと感じました。

その他でこの紙面で紹介させていただくとすれば、学校訪問で多くの校長先生から定年延長の方針についても質問をいただいたことです。定年延長については、職員の方々にとって今後の人生設計に関わって大きな事柄だと思います。今年度末の次年度人事異動方針及び細則の説明で、何らかの説明を県としてさせていただくことになろうと思いますので、注視していただければと思います。

最後になりましたが、学校訪問では校長先生、教頭先生、主幹教諭の皆様にお忙しい中でお時間をいただきました。お話しいただく皆様の言葉の端々に、子どもたちへよりよい教育活動を行うための工夫や苦労のお気持ちをお聞かせいただきました。そして、自分たちの取組に自信と誇りをもっておられるということを感じることができました。ありがとうございました。子どもたちのために、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

# 管内市町教育委員会からの報告

## 「チーム」として支援体制をつくっていく 特別支援教育

出雲市派遣指導主事 濱田 謙

県の調査によると、出雲市における「通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習上又は行動上、著しい困難や問題が見られ、何らかの特別な支援の必要な児童・生徒」の割合は、令和3年度は小学校 11.3%、中学校 5.9%、小・中学校合わせて 9.5%となっており、年々増加傾向にあります。また、特別支援学級においても、児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育の推進や充実は、どの学校にとっても喫緊の課題となっています。

このような状況から、各学校の実態を把握しながら、以下の3つの事業を中心に、各学校の校内支援体制が効果的に機能するように支援をしています。

### 【支援内容】

- ・特別支援教育補助者及び特別支援介助者の配置
- ・特別支援教育推進委員による訪問指導（「わくわく相談会」）
- ・関係機関との連携による相談体制

1 学期に行った学校訪問等で伺った校内支援体制の効果や課題は、以下のとおりです。

### 【効果】

- ・特別支援教育補助者及び特別支援介助者の配置により、一人一人に合わせた支援が充実する。
- ・児童生徒の安全確保や情緒的安定を図ることができる。

### 【課題】

- ・連携するためには、時間と労力がかかる。
- ・関わり方によっては、自立の妨げになることがある。
- ・中心的な教員が異動した際の校内体制に不安がある。  
(校内の中心的な役割を担う教員の育成)

そのような課題に対し、以下のような工夫をしている学校がありました。

### 【課題克服のための工夫】

- ・個別の指導計画等を活用しやすいように、施錠をした上で職員室に保管している。
- ・連絡ノート等のツールを使って、情報共有を日常的に行っている。
- ・特別支援教育コーディネーターを複数配置(学校によっては2～3人)し、異動があっても体制を継続できるようにしている。

このように、学校が課題を克服し、子どもたちに関わる様々な立場の人を、いかに「チーム」としてまとめて支援体制をつくっていくかということが、重要になってきます。そのための支援を、引き続き行っていきたいと思っています。

I : いつも

C : ちかくで

T : つながる



今年度、雲南市はICT担当指導主事を配置し、各校の管理職・担当者等と教育委員会が連携を図りながらGIGAスクール構想を推進しています。

## 雲南市が掲げる『GIGA スクール構想』

雲南市教育委員会（松島貴紀・佐藤文宣・白石 睦・渡部千秋）

### ① 1人1台端末の文具的活用

持ち帰り実施による家庭での充電を含む、普段の生活（健康観察やデジタル連絡板、たよりの配信等）に溶け込んだ利活用を進めています。

### ② デジタル・シティズンシップ教育の実践

これからの社会を担う子どもたちが「ICTの善き使い手」となり、情報社会を構築する善き市民となることを目指すデジタル・シティズンシップ教育の実践を昨年度より継続して進めています。

### ③ 学習面での活用

ICTの特性を生かし、学校内外での取組を通じ各教科等における個別最適な学び・協働的な学びを展開しています。



（活用を支える教職員）

### ④ その他の利活用（含む予定）

- 臨時休業・閉鎖時の“学びを止めない”取組（オンライン朝・終礼や学習支援等）
- オンライン面談や授業に参加しにくい子どもたちと学級の授業とをつなぐ取組
- ドリルアプリの整備等、一人一人の児童生徒に合った学習環境の構築

## 奥出雲町前期学校訪問より

## 奥出雲町派遣指導主事 妹尾 俊介

6月から7月にかけて、奥出雲町内小学校10校、中学校2校の学校訪問を行いました。目的は、「しまねの学力育成プラン」で示されている3つの柱「授業の質の向上」「家庭学習の充実」「地域に関わる学習の充実」に関する取組状況の把握、また生徒指導・特別支援教育に関する情報交換でした。その中のいくつかを紹介します。

### 「しまねの学力育成プラン」に係る内容

#### ○「授業の質の向上」について

- ・「〇〇小スタンダード」を作成し、めあて、まとめ、振り返りを1時間の授業に位置づけることを全授業者が共通で認識している。
- ・複式学級のわたりの授業において、授業者がPCで一方の学年に学習課題をあらかじめ送り、児童が学習リーダーを中心にPC上で共同作業をしながら課題解決へと向かう流れを構成している。

#### ○「家庭学習の充実」について

- ・高学年において、1週間の学習計画を作成させることで、自主学習へ向かう見通しをもたせている。
- ・三者面談の折に、生徒の家庭学習の状況について保護者も交えて情報交換を行いながら、取組の評価の一助としている。

#### ○「地域に関わる学習の充実」について

- ・地域の問題を題材にした落語をつくり、校外に出かけ披露している。
- ・「〇〇の町の幸福論」と題し、地域の課題である「空き家」の有効活用をテーマにプレゼンテーションを行いながら、互いの考えのよさを認め合ったり自分の考えを深めたりしている。
- ・「奥出雲の提言」と題し、生徒が考えた地域活性化案を奥出雲町議会議員に向けて提案することを通して、よりよい町づくりに貢献できる充実感を味わっている。

### 生徒指導・特別支援教育に係る内容

#### ○ICT活用について

教育支援センターに通う児童が、修学旅行に向けた事前学習等の授業や他校との交流会の様子について、ICT活用により中継で見学している。

#### ○教育課程編成について

次年度の特別支援学級に係る教育課程編成会議を年間計画に位置づけ、個別最適な学びについて組織として検討している。

#### ○児童生徒の「ふるまい」について

「横田しぐさ7ヶ条」を横田域の小・中学校で共通認識し、地域ぐるみで児童生徒のふるまいの向上に努めている。

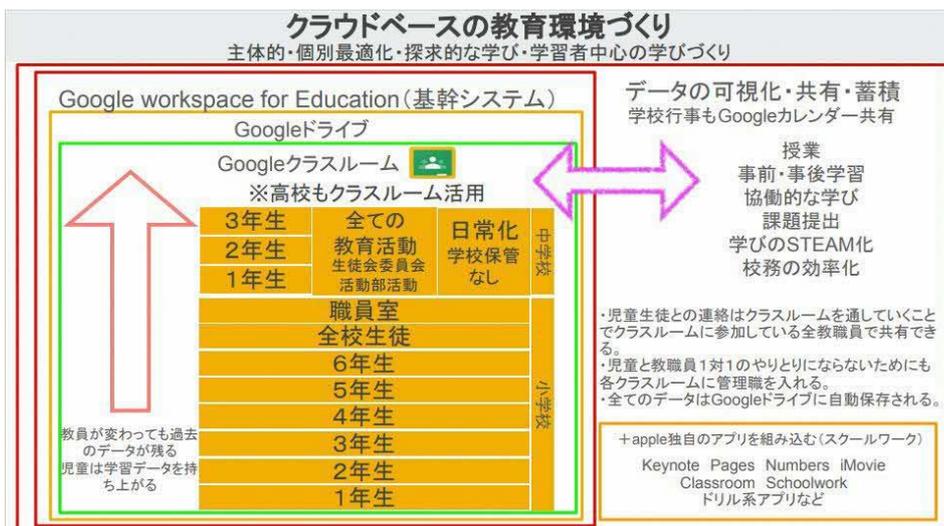
## 飯南町が目指す GIGA スクール構想

## 飯南町派遣指導主事 早川 潤

飯南町では、頓原中学校の先行実践をふまえて、町内の小中学校でGIGAスクール構想を推進しています。端末としてiPad、基幹システムとしてはGoogle Classroomを採用しています。このGoogle Classroomを活用し、データを可視化・蓄積・共有し学習データを積み上げていきます。町内の小中学校には、単にアプリや学習ドリルを端末で行うのではなく、クラウドベースの教育環境づくりをお願いします。

また、こうした取組の成果として、先日結果が公表された全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙では、飯南町の児童生徒のICTの利用に関する項目において、県の数値を大幅に上回る結果となりました。

今年度は小学校での端末の持ち帰りができるよう整備が完了しています。まだまだ問題は山積みですが、今後もICT端末の活用により児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にさらに充実できるよう各学校と連携していきたいと考えています。



		飯南町	県
自分で調べる場面におけるICTの利用(週3回以上)	小学校	50.0	38.2
	中学校	89.3	18.5
意見交換の場面におけるICTの利用(週3回以上)	小学校	20.0	9.6
	中学校	42.9	6.8
まとめや発表の場面におけるICTの利用(週3回以上)	小学校	23.3	10.3
	中学校	50.0	6.4

## 『人権の大切さを語る教師』でありたい

「戦争は最大の人権侵害である。」連日、ロシアによるウクライナ侵攻のニュースが流れてきます。多くの無辜の市民が犠牲になっていく様子を見ると、胸が痛むと同時に強い怒りを覚えます。生きる権利を剥奪するこの出来事は、まさに「最大の人権侵害」と言えます。一方国内に目を向けると、出口の見えないコロナ禍が2年半以上にわたって続いています。このコロナ禍は、「新たな差別や偏見」を作ってきました。感染者やその家族、医療従事者をはじめ、感染者を出した学校や企業、団体等への誹謗や中傷の事案も多く発生しています。さらに、他の人権課題でも、SNS等のインターネット情報等が同調圧力となってそれらを拡散しています。多様な方法で簡単に情報が入手できる現代社会は、以前にも増して偏見や差別を助長する社会となっているような気がしてなりません。

本県の学校における人権教育は、すべての子どもたちに対して、自他の人権を尊重し「差別をしない生き方」ができる力を育成することにより差別のない社会を実現することを目的としています。(県教委人権教育資料第2集「しまねがめざす人権教育」H27.3 より) それでは、このような社会の中で子どもたちに「差別をしない生き方」ができる力を育てていくために、私たち教師はどうあるべきなのでしょう？

私は、まず、一人一人が『人権の大切さを語る教師であること』だと思います。そして、その出発点は、「さまざまな人権課題を深く知ること」と「子どもたちの背景や現実を知ること」だと考えます。具体的な場面で考えてみましょう。体育の授業前に着替える場所を男女別に行っている学校が多いと思いますが、学級の中にそれに違和感や苦痛を感じている子どもはいないでしょうか？性の多様性と子どもの思いや実態を理解していれば、その子どもに応じた配慮や対応はできますね。つまり、「知ること」が人権を尊重するさまざまな取組のスタートだと思うの

## 人権・同和教育指導員 松本 泰治

です。人権感覚は人間が持って生まれた感情でもなければ、欲求でもありません。学ばなければ磨かれていきません。私たち教師が人権について深く学び、差別を見ぬく力を身に付けていかなければ、子どもたちに「差別をしない生き方」について伝えていくことはできないように思います。

次に、大切にしていきたいのが、「暮らしの中で人権について子どもたちに考えさせること」です。学校現場に在籍していたとき、人権・同和教育と言えば、人権週間の取組や同和問題学習などが思い出されます。確かに、毎年実施される取組も大切です。しかし、もっと意識していきたいのが、人権問題は日々の暮らしの中にあるということです。学級の中で子どもたちの人権に関わる言動はありませんか？その場を捉えて人権について語り、指導支援していますか？子どもたち自身の問題として考えさせていますか？このような、日々の教師の関わりこそが子どもたちに身近な人権について考える力、差別に立ち向かう力(実践力・行動力)を育成していくのだと思います。

令和3年(2021年)に実施された「島根県人権問題県民調査」の結果では、人権課題の関心は5年前の調査と比較して、高まってきている項目もありますが、同和問題や子どもや高齢者に関する課題は低下しています。また、人権問題に関する講演会や研修会への参加状況では、参加していない人の割合が増えており、学ぶ意欲も低下しています。5月からの学校訪問では、各校の児童・生徒支援の素晴らしさや人権・同和教育に学校全体で取り組んでいらっしゃる様子に触れることができました。人権・同和教育指導員として、それらの取組がさらに充実できるようなお手伝いをするとともに、すべての先生方が『人権の大切さを語る教師』になっていただけるよう、ご支援できればと考えています。

## 一人一人の教育的ニーズに応じた指導のために

1学期は、にこにこサポート事業や、新しく特別支援学級・通級指導教室の担任になられた方々の訪問に伺いました。各学校においては、特別な支援を要する児童生徒は、多様化・増加傾向にあり、様々な場において個に応じた指導・支援の工夫がなされていました。

現在の学校教育においては、障がいのある子供と障がいのない子供が同じ場で共に学ぶことを追求(インクルーシブ教育システムを構築)するとともに、障がいのある子供の自立と社会参加に向けて、適切な指導と必要な支援を提供できるよう、多様で柔軟な学びの場の充実が求められています。

島根県では、これまでも伝えてきた内容をより明確化し周知を図るため、令和3年12月に管理職を対象に特別支援学級の教育課程の整理について説明を行いました。その後は、管内四つの市町において、市町教育委員会、特別支援教育部会と連携し、研修会等を実施しました。

特別支援学級という学びの場を選び在籍している意味を改めて捉え直し、一人一人、教科ごとに教育課程を検討し編成することは、当該児童生徒の指導計画を立てることです。それは、児童生徒理解、授業づくりや支援の充実を図ることに繋がります。

## 特別支援教育指導主事 今岡 直子

今年度、校内協議での検討や、各市町教育委員会や特別支援教育支援専任教員の相談も活用しながら編成されたことと思います。担任や特別支援教育コーディネーター、管理職や教務がチームとなり、何度も教育課程会議を開いた学校もあるようです。研修会への参加もありました。

「(学校経営概要を)作成するのは大変だったが、一人一人見直しをしたことで、児童の実態がよくわかり良かった。」というお声も聞かせていただきました。

「支援の必要な子供は特別な支援の場で」と分けて考えるのではなく、多様な場で個に応じた支援を講じることで一次支援が充実し、「子供が明るく意欲的に過ごすようになった。その子らしく学び、居場所ができて、学校に通うようになった。」という様子を、訪問からも感じました。

児童生徒を理解し、どのような支援や体制づくりをするか。これらに役立てていただけるように、今後も様々な形でサポートしていきます。



島根県教育庁特別支援教育課がR4.3月に「合理的配慮事例集」を作成しました。各市町教育委員会にお問い合わせください。

## 扶養手当について

扶養手当受給中の教職員の皆様に、日頃から注意しておいていただきたい点についてお知らせします。  
 扶養手当は、扶養親族の所得が年額 130 万円未満の場合に支給対象となり、所得限度額を超えると資格喪失の手続きが必要となります。特に以下のようなケースは注意が必要ですので確認をお願いします。

### ■ 扶養親族のパート、アルバイト等の収入が増加した

パート、アルバイト等の収入で毎月の収入が一定でない場合は、過去一年間の所得の合計が 130 万円以上となると要件喪失となります。

毎月給与明細書を確認し、扶養親族の収入を把握しておくことで、手続き漏れを防ぐことができます。

給与支給日	所得額	累計	給与支給日	所得額	累計
R4.4.15	105,000円	105,000円	R4.10.15	108,000円	788,000円
R4.5.15	108,000円	213,000円	R4.11.15	125,000円	913,000円
R4.6.15	120,000円	333,000円	R4.12.15	109,000円	1,022,000円
R4.7.15	118,000円	451,000円	R5.1.15	120,000円	1,142,000円
R4.8.15	120,000円	571,000円	R5.2.15	112,000円	1,254,000円
R4.9.15	109,000円	680,000円	R5.3.15	100,000円	<b>1,354,000円</b>

R5.3.15 を事実発生日として欠格



注意 月額 108,334 円程度の収入がある場合は、年額 130 万円を超える可能性があります。

### ■ 扶養親族が介護施設へ入所した

扶養親族が施設へ入所した場合は、施設入所する扶養親族の生活費について、職員の負担額、施設側負担額等と比較し、職員本人が主として扶養しているかどうかを確認する必要があります。

<例：介護保険制度を利用し、施設入所している場合>

<施設側負担>

月 27 万円 × 12 ヶ月 = 324 万円

<自己負担>

月 5 万円 × 12 ヶ月 = 60 万円

⇒職員本人が主として負担している  
 とはいえないため手当対象外となります。

介護保険制度



部分：自己負担

施設入所の場合、扶養手当の対象から外さなければならない場合がほとんどです。

扶養手当の他にも、共済組合（健康保険）の扶養や、税法上（扶養控除）の扶養についても、それぞれの所得限度額超過により扶養対象外となる可能性があります。こちらもあわせて確認しておきましょう。